

行審第45号
平成29年1月25日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県行政不服審査会
会長 塚本 純

栃木県個人情報保護条例の見直しについて（答申）
平成28年12月12日付け文学第564号で諮問を受けた標記の件について、
当審査会において慎重に審議した結果、下記のとおり意見を提出します。

記

第1 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴う見直しについて

1 個人情報の有用性の目的規定への追加について

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号。以下「個人情報保護条例」という。）の目的規定については、改正しないことが適当である。

（留意事項）

非識別加工情報の提供制度の導入を県が図る際には、目的規定について改めて検討すること。

2 個人情報及び個人識別符号の定義について

個人情報及び個人識別符号の定義については、個人情報の定義の明確化を図るため、改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）に倣い、記述等を改めるべきである。

なお、死者に関する情報については、死者の権利利益を保護するため、現行どおり保護の対象とすべきである。

（留意事項）

死者に関する個人情報に関しては、個人情報として保護すべき期間の取扱いについて、国及び他都道府県の状況を確認の上、検討を行うこと。

3 要配慮個人情報の定義及び収集制限について

要配慮個人情報の定義については、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護

法に倣い、記述等を改めるべきである。

個人情報取扱事務登録簿への要配慮個人情報の有無の記載については、現行の登録簿の様式を修正し、対処すべきである。

要配慮個人情報の取扱いについては、個人の権利利益の保護を図る観点から要配慮個人情報について収集制限を行うべきである。

4 非識別加工情報制度の導入について

非識別加工情報の提供制度については、改正は行わず、国や他県の動向を注視しながら、情報収集に努め、平成29年度以降の改正を検討することが適当である。

5 出資法人等が取り扱う個人情報の保護に係る規定の見直しについて

出資法人等が取り扱う個人情報の保護に係る規定については、小規模事業者を個人情報保護法による規制の対象外とする規定が廃止されたことを踏まえ、削除すべきである。

第2 個人情報保護条例と行政機関個人情報保護法の齟齬に係る見直しについて

1 個人情報の利用目的の明示について

個人情報の利用目的の明示については、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、利用目的を明示しなければならないとする規定を設けるべきである。

2 個人情報取扱事務登録簿の公表事項の見直しについて

個人情報取扱事務登録簿の公表事項については、「個人情報の収集方法」及び「実施機関以外の者に経常的に提供する場合の提供先」を追加すべきである。

3 非開示情報の見直しについて

非開示情報については、「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報」を追加すべきである。

なお、この追加により、現行の個人情報保護条例第15条第8号「未成年者又は成年被後見人に関する情報」は、削除すべきである。

また、「国の安全、他国等との信頼関係に関する情報及び国際交渉上の利益に関する情報」については、追加はしないことが適当である。

(留意事項)

新たに非開示情報に追加することになる「本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報」については、保有個人情報の性質や開示を受ける本人の状況により、当該情報を開示することが本人に深刻な問題を引き起こす可能性がある場合に限り適用されるものであり、保有個人情報開示請求制度の趣旨を踏

まえ、その運用に当たっては、客観的に非開示とすることが適当であると認められる場合以外に当該規定を適用しない等、慎重な取扱いを行うこと。

第3 行政機関情報公開法の改正に伴う見直しについて

1 非開示情報に係る規定の整理について

栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に係る非開示情報（個人に関する情報）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定に合わせる改正を行うべきである。